

風水害等による被災住宅の応急復旧マニュアル

(改訂版 Vo.1)

令和4年5月

島根県建築住宅施策推進協議会

はじめに

島根県は、過去に大雨による災害が多く発生しており、特に昭和58年7月の山陰豪雨では、死者・行方不明者あわせて107人の犠牲者が出る大きな災害となりました。

近年は、気象条件等により台風や集中豪雨の規模が大きくなることが多く、平成30年7月豪雨や令和2年7月豪雨で、江の川流域において甚大な浸水被害が生じたことは、記憶に新しいところです。

風水害等により住宅が被災した場合、生活再建に向け、被災住宅の復旧を行うこととなりますが、その対応が遅れると、被災者は長期にわたって不便な生活を強いられることとなります。被災住宅を早期に復旧するためには、迅速な復旧支援を行う体制をあらかじめ構築しておくことが重要となります。

このことから当協議会では、島根大学学術研究院 小林 准教授を委員長として島根県の参画のもと「災害時の被災者支援検討委員会」を設置し、被災住宅の応急復旧のための基本的な手順を取りまとめた「風水害等による被災住宅の応急復旧マニュアル」を作成しました。

このマニュアルは、応急復旧を円滑に進めるための地域における協力体制、被災住民に対する相談窓口の設置、地域間の応援協力体制について、各主体が取り組むべき事項を整理しています。

今後、地方公共団体と地域の住宅、建築関係団体とが緊密に連携を図られ、被災者の自助努力による住宅再建を支援する応急復旧体制の構築に向けた取組を進められる中で、このマニュアルをご活用頂ければ幸いです。

令和2年12月

島根県建築住宅施策推進協議会 会長 今井久師

災害時の被災者支援検討委員会

委員会

◎小林 久高（島根大学学術研究院 准教授）

足立 正智（島根県建築士会／建築設計事務所飴屋工房 代表）

糸賀 寿夫（島根県建築技術協会／（有）糸賀工務店 代表取締役）

安達 盛二（島根県住まいづくり協会／円建創（株）代表取締役）

日野 友晴（島根県電業協会／大成電気水道工業（株）代表取締役）

池田 輝明（島根県管工事業協会／山陰冷暖（株）代表取締役）

角森浩一郎（島根県土木部建築住宅課 建築物安全推進室長）

◎委員長

ワーキンググループ

◎坪倉 菜水（島根県建築士会／コクーン設計舎 代表）

中島 竜（島根県建築技術協会／今岡工業（株）住宅事業部管理課長）

金見 誠司（島根県住まいづくり協会／（株）金見工務店 代表取締役）

金廻 光治（島根県電業協会／大成電気水道工業（株）取締役営業部長）

石橋 司朗（島根県管工事業協会／山陰クボタ水道用材（株）常務取締役）

西脇 泰子（島根県土木部建築住宅課 企画員）

菅原 啓吾（島根県土木部建築住宅課 企画員）

◎座長

目次

| | |
|---------------------------|----|
| 序章 マニュアルの使い方 | 01 |
| 1. マニュアルの目的 | 02 |
| 2. マニュアルの利用 | 02 |
| 3. 使用語句の定義 | 02 |
| 第1章 被災住宅の応急復旧体制の概要 | 04 |
| 1. 被災住宅の応急復旧 | 05 |
| 2. 応急復旧活動の主体 | 07 |
| 3. 島根県における被災住宅の応急復旧体制 | 08 |
| 4. 応急復旧工事協力会 | 09 |
| 5. 地域間の応援協力体制 | 10 |
| 第2章 災害発生時における応急復旧活動 | 11 |
| 1. 災害発生時における応急復旧活動フロー図 | 12 |
| 2. 活動主体の役割 | 13 |
| 第3章 被災者の応急対応と応急復旧工事 | 17 |
| 1. 被災者の応急対応 | 18 |
| 2. 応急復旧工事 | 23 |
| 3. 浸水対策を考慮した設計方法 | 32 |
| 第4章 被災者対応に関する参考情報 | 33 |
| 1. 相談、情報提供の役割と意義 | 34 |
| 2. 被災者のニーズ、条件に応じた相談、情報提供 | 37 |
| 3. 特に相談を必要とすると想定される被災者 | 38 |
| 4. 福祉、雇用、金融等の分野に係る相談、情報提供 | 39 |
| 5. 発災からの時期に応じた住まいの確保策の概要 | 40 |
| 添付資料 | 47 |
| 1. 被災者支援関連法規の概要 | 48 |
| 2. 住宅支援の概要 | 50 |
| 3. 応急修理から本格的復旧に向けて | 51 |
| 4. 被災者相談対応の心得 | 58 |
| 5. 被災者相談シート | 60 |
| 6. 応急復旧工事協力会参加申請書 | 63 |
| 7. 応急復旧工事協力会名簿 | 65 |
| 8. 参考文献リスト | 66 |

序章 マニュアルの使い方

1. マニュアルの目的

このマニュアルは、風水害等により住宅が被災し、日常生活に支障が生じた被災者が、早期に生活再建できるよう、当該被災住宅の応急復旧に向けた「県、市町村を含めた体制」や「住宅復旧に関する相談の実施」、「調査の方法」、「その他復旧に関する技術的な事項」等を取りまとめたものである。

2. マニュアルの利用

このマニュアルは、風水害等により被災した住宅の応急復旧に取り組む建築関係技術者等の利用を前提としている。

3. 使用語句の定義

あ

- ・ 応急復旧工事 被災により生活を行うことに支障が生じた住宅を応急的に生活可能な状態にするための措置又は生活するために最低限必要な住宅機能を回復するための工事をいう。
- ・ 応急復旧工事協力会 風水害等の災害時において、被災住宅の応急復旧に関する相談対応と連携した、円滑かつ適切な被災住宅の応急復旧工事を行うことを目的に、島根県建築住宅施策推進協議会の会員団体に所属する事業者で構成する会をいう（以下「協力会」という。）。
- ・ 応急復旧工事協力会名簿 参加事業者を、地区別及び業種別等に分類して記載したリストをいう。応急復旧相談窓口において被災者に提供されるものである。
- ・ 応急復旧講習会 島根県被災住宅応急復旧相談員登録制度要綱第2条第四号に規定する、被災住宅の応急復旧に関する知識や技術を習得するため、県が実施する講習会をいう。
- ・ 応急復旧相談員 島根県被災住宅応急復旧相談員登録制度要綱第3条の規定に基づく登録を受けた者をいう（以下「相談員」という。）。
- ・ 応急復旧相談窓口 災害発生時において、市町村が設置する被災住宅の応急復旧に関する相談窓口をいう（以下「相談窓口」という。）。

さ

- ・ 災害ボランティアセンター 被災した地域の市町村社会福祉協議会などが主体となって、行政機関との連携を密にしながら設置し、運営を行い、活動に当たっては、地域住民やボランティア、NPO、関係機関等と協働して取り組む組織をいう。
- ・ 参加事業者 応急復旧工事協力会に参加する住宅建設関係の事業者をいう。

- ・事業者 住宅建設関連の事業者及び専門工事業者をいう。

た

- ・地域防災計画 防災基本計画（災害対策基本法第 34 条）に基づき、都道府県（同法第 40 条）又は市町村（同法第 42 条）が定める地域防災に関する基本的な計画をいう。

は

- ・被災住宅 風水害等によって被災した住宅をいう。なお、全壊家屋、流出家屋等の被災住宅は、応急復旧が不可能であるため、このマニュアルでいう被災住宅の対象にしない。
- ・防災基本計画 「災害対策基本法」に基づき、内閣総理大臣を議長とする「中央防災会議」により決定された防災に関する基本的な計画をいう。

ま

- ・元請機能 住宅建設等に関わる工事請負契約を消費者と直接締結し、請負工事を行うための機能をいう。

ら

- ・り災証明書 自然災害などにより住家や事業所などが破損した場合に、調査員による現地調査に基づき、市区町村が被害の程度を認定し、公的に証明した書類をいう。被災者生活再建支援金や災害復興住宅融資など被災者支援制度の適用を受ける場合や、税の減免などの手続き、損害保険の請求などを行う際に必要となるものである。

第1章 被災住宅の応急復旧体制の概要

1. 被災住宅の応急復旧

(1) 被災住宅の応急復旧の目的

○ 風水害等による被災住宅を迅速に復旧し、被災者の自宅生活の早期再開を図るものである。

(2) 想定する災害

○ 災害の規模は、台風や集中豪雨等の風水害により、比較的広い範囲で家屋被害が発生し、被災地域の事業者等のみでは、対応が困難な災害とする。

※ 風水害とは、台風や集中豪雨等によって生じる「洪水害」、「土砂災害」、「高潮害」及び「風害」の総称であるが、このうち、法面の崩壊や土砂崩れ等の「土砂災害」による家屋被害は、応急復旧が困難であるため、このマニュアルによる復旧の対象としていない。

○ 風水害の特徴は、地震災害と異なり、大雨や台風災害では気象情報等を基に災害対応の心積もりが可能で、災害活動準備に入る時間的な余裕があることから、マニュアルに基づき準備することの意味は大きい。

(3) 応急復旧工事の定義

○ 応急復旧工事には、下記のような様々な工事がある。

※ 被災箇所と直接関係のない部位の修繕工事は除く。

(応急措置)

| | 目的 | 応急措置 |
|---|---------------|----------------------|
| ① | 雨水、風の流入防止 | ブルーシート掛け |
| ② | 二次損壊防止 | 仮留め、倒壊、飛散防止措置等 |
| ③ | 土砂、雨水の排除 | バキュームやポンプ等、専用機材による排除 |
| ④ | 取りあえずの生活空間の確保 | 仮置き床用合板敷き、睡眠スペース畳敷き等 |

(住宅機能回復工事)

| | 必要な住宅機能 | 住宅機能回復工事 |
|---|---------------|--------------------|
| ① | 就寝 | 寝室の修繕 |
| ② | 炊事、洗濯、入浴、排せつ等 | キッチン、浴室、トイレ等の修繕 |
| ③ | 雨漏り防止、戸締り防犯等 | 屋根、外壁、開口部等の損壊部分の修繕 |

(4) 応急復旧工事に必要な復旧作業と対応する職種

| 必要な応急復旧作業 | | 必要な業種 | 応急措置 | | | | | | 住宅機能回復工事 | | | | | |
|---------------|------------------------|------------------------|------|------|------|------|------|-------|----------|------|------|------|------|-------|
| | | | 水害 | | | 風害 | | | 水害 | | | 風害 | | |
| | | | 床上浸水 | 床下浸水 | 土砂流入 | 屋根破損 | 外壁破損 | 開口損傷部 | 床上浸水 | 床下浸水 | 土砂流入 | 屋根破損 | 外壁破損 | 開口損傷部 |
| 調査、見積等 | 現場調査、応急措置、復旧方針提案等 | 建築士など | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | |
| | 住宅機能回復工事の見積、契約、管理 | 建築士など | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 応急復旧工事 | ブルーシート掛け | 大工 とび・土工 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | |
| | | 屋根工 | | | | ○ | | | | | | | | |
| | 基礎の土砂、水の排除と仮設工事 | 大工 とび・土工 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | |
| | 床下、土間の修繕 | 大工 とび・土工 | | | | | | | ○ | ○ | ○ | | | |
| | 構造軸組の修繕 | 大工 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 屋根材の修繕、葺き替え | 屋根、板金 | | | | | | | | | | ○ | | |
| | 外壁材の修繕、張り替え | 大工、左官 タイル・レンガ 板金 | | | | | | | ○ | | ○ | | ○ | |
| | 開口部の修繕、取り替え | 大工、ガラス工 建具 | | | | | | | ○ | | ○ | | | ○ |
| | 雨樋の修繕、取り替え | 大工、板金 | | | | | | | | | | ○ | | |
| | 内装材（建具、畳等）の修繕 | 大工、左官 内装仕上、建具 | ○ | | ○ | | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 電気配線の修繕 | 電気 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | |
| | 住宅設備器具の修繕 （保守、清掃含む） | 管 | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | | ○ | | | |
| 大工、内装仕上 建具 | | | | | | | | ○ | | ○ | | | | |

2. 応急復旧活動の主体

(1) 活動主体

- 島根県（防災部、土木部建築住宅課等）
- 市町村（防災担当、住宅担当等）
- 建推協（島根県建築住宅施策推進協議会をいう。）
- 協力会（応急復旧工事協力会をいう。）
- 相談員（島根県被災住宅応急復旧相談員をいう。）

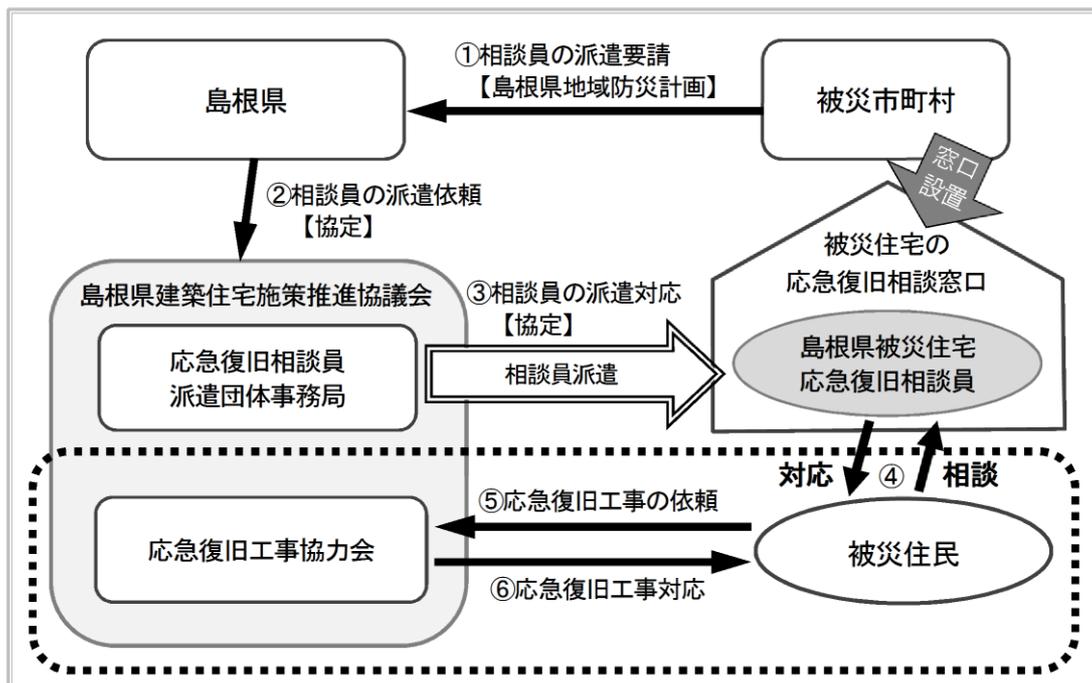
(2) 活動主体ごとの主な役割

| | 平常時 | 災害発生時 |
|------|---|--|
| ○島根県 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急復旧体制構築に係る市町村との協議 ・ 建推協と市町村との仲介等 ・ 地域間の応援協力体制整備に係る他の都道府県との情報交換及び調整作業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村及び建推協への支援、連絡、調整 ・ 国土交通省中国地方整備局建政部及び市町村との災害情報の交換 ・ 建推協に対する相談員の派遣依頼 |
| ○市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急復旧体制構築に係る島根県及び建推協との協議 ・ 住宅の応急復旧活動について「地域防災計画」に織り込むことの検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 島根県地域防災計画に基づく、県への相談員派遣要請 ・ 相談窓口の設置 ・ 協力会の応急復旧活動に対する協力、支援 ・ 県や建推協との災害情報の交換 |
| ○建推協 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急復旧活動に必要な事業者、技能者の確保 ・ 構成団体へ協力会参加の呼びかけ ・ 緊急時の連絡体制の整備 ・ 地域間の応援協力体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県との協定に基づく、相談窓口への相談員の派遣 ・ 市町村等への「応急復旧工事協力会名簿」の提供 ・ 地域間の応援協力体制の枠組みにおける応援協力体制の発動 |
| ○協力会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧活動を行う事業者として協力会に登録 ・ 応急復旧講習会への出席等 ・ 復旧活動の広報等 ・ 連絡体制整備への協力 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急復旧工事の実施 ・ 地域間の応援協力体制の枠組みにおける応援協力活動 |

3. 島根県における被災住宅の応急復旧体制

応急復旧体制の概要

- 災害発生時に、島根県、市町村、建推協（派遣団体事務局及び協力会参加事業者）は、相互に連携し、下記の活動を行う。
 - ① 市町村は、島根県（建築住宅課）に相談員の派遣要請を行うとともに、当該市町村庁舎等に応急復旧相談窓口の設置準備を行う。
 - ② 島根県は、市町村からの相談員派遣要請を受けた場合、建推協へ相談員の派遣依頼を行う。
 - ③ 建推協（派遣団体事務局）は、市町村の設置する応急復旧相談窓口へ相談員の派遣を行う。
 - ④ 相談員は、応急復旧相談窓口において、被災者からの住宅の応急復旧に関する相談に対応し、応急復旧工事を必要とする被災者に、応急復旧工事協力会名簿（以下「協力会名簿」という。）により事業者を紹介する等、被災者の支援を行う。
 - ⑤ 被災者は、紹介を受けた事業者に応急復旧工事の実施を依頼する。
 - ⑥ 応急復旧工事の依頼を受けた事業者は、迅速かつ適切な応急復旧工事を実施する。
 - ⑦ 被災地域の事業者だけでは迅速な応急復旧が困難な場合、建推協は他地区からの応援協力について調整を図る。



令和3年6月30日に島根県と建推協において「被災住宅の応急復旧に関する相談対応への支援に関する協定」を締結

4. 応急復旧工事協力会

(1) 応急復旧工事協力会の組織

- 応急復旧工事協力会（以下「協力会」という。）は、建推協構成団体に所属する事業者で、参加を希望する者により組織する。

(2) 応急復旧工事協力会参加事業者に関する事項

- 応急復旧工事協力会に参加する事業者（以下「参加事業者」という。）の心得等
 - ① 被災住宅の応急復旧に関する相談対応と連携し、適切な応急復旧工事を行う。
 - ② 他の地域での災害発生において、応援協力の要請があった場合は対応に努める。
 - ③ 平常時、防災に関する講習会や防災訓練等に積極的に参加する。

(3) 協力会の組織に係る島根県建築住宅施策推進協議会の役割

- 建推協は、構成団体を通じて協力会に参加する事業者を募集する。
- 建推協構成団体は、所属の事業者に対し、参加事業者の役割、応募条件、心構え等を事前に説明する。
※参加事業者の情報に関しては、地域住民等に対して公開されることが前提になる。
- 参加事業者が災害時の住宅の応急復旧活動を積極的に実施するということを、地域住民に認識してもらえるように、協力会名簿を公開する。

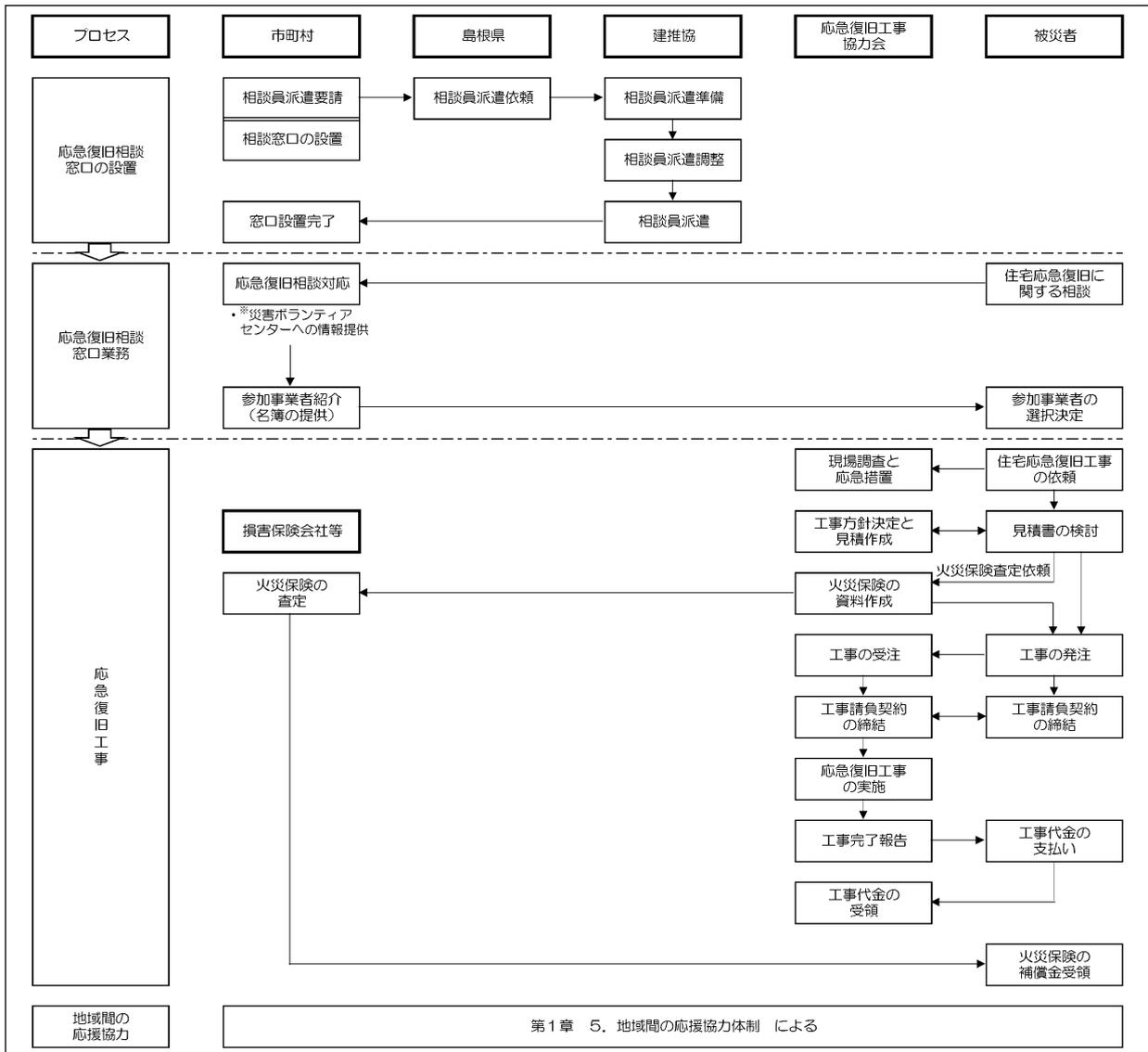
5. 地域間の応援協力体制

地域間の応援協力体制の必要性

- 大規模災害では、事業者自身も被災者となる可能性があり、被災地域の応急復旧活動に支障をきたすことが想定される。
- 災害時に被災地域内の事業者不足により復旧活動の停滞が生じた場合、被災地域外の事業者に応急復旧活動に協力してもらう必要がある。
- 地域間の応援協力が迅速かつスムーズに実施されるように、派遣地区事務局間の連絡体制を整備しておく必要がある。
 - ※ この「地域間の応援協力体制」は、風水害以外の災害（地震等）にも有効に機能すると考えられる。
 - ※ 特に設備関係の専門工事業者は、公共施設の応急復旧工事との重複により、急速に人手不足になることが想定されるため、あらかじめ事業者や提携先を準備しておくことが望まれる。

第2章 災害発生時における応急復旧活動

1. 災害発生時における応急復旧活動フロー図



※災害ボランティアセンターについては、序章3. 使用語句の定義を参照のこと。

2. 活動主体の役割

(1) 相談窓口の設置

- ・被災住宅の応急復旧に関する相談の受付対応を行う「相談窓口」を、市町村が設置する。
- ・「相談窓口」は、原則、市町村の庁舎等に設置する。

(2) 市町村の役割

- 災害が発生した場合、具体的な被災地域や被災状況を勘察し、島根県へ相談員の派遣について事前確認する。
- 相談員の派遣要請に併せて、市町村庁舎等に相談窓口を設置する。
- 相談窓口設置にあたり、下記のことを準備する。
 - ・「協力会名簿」
 - ・「風水害等による被災住宅の応急復旧マニュアル」
 - ・「被災者相談シート」
 - ・その他、相談業務に必要な備品
- 被災者、市町村内関連部署および災害ボランティアセンター等へ、相談窓口設置について周知する。

★留意点

- 被災者への周知活動は、下記の方法等により行う。
 - ・防災無線等によるアナウンス
 - ・インターネット上に掲載（都道府県や市町村の災害対策本部からの情報提供も含めて）
 - ・ポスター等を避難所や公共施設に掲示

(3) 島根県の役割

- 市町村から、相談員派遣に関する事前確認を受けた場合、建推協と派遣時期・人数等について協議を行う。
- 市町村からの相談員の派遣について、正式要請を受けた後、建推協に当該相談員の派遣を依頼する。

★留意点

- 災害発生時、市町村においては、他の災害対応のため相談員の派遣要請対応ができない場合がある。島根県は、災害の状況を踏まえ相談窓口の設置の必要性が高いと判断した場合は、その旨を当該市町村に助言するものとする。

(4) 建推協（派遣団体事務局）の役割

- 島根県から相談員の派遣要請を受けた場合、要請のあった市町村を受け持つ派遣地区事務局へ、相談員の派遣を要請する。
- 要請を受けた派遣地区事務局は、市町村が設置した相談窓口へ、相談員を派遣する。

(5) 相談員の役割（業務）

- 事業者の紹介を望む被災者に対して、「協力会名簿」より、事業者を紹介する。
- 相談内容を「被災者相談シート」に記入し、これを保管する。
- 記入した「被災者相談シート」は、業務終了後、市町村担当者へ提出する。
- 応急復旧以外の相談を受けた場合は、市町村関連部署や他の相談窓口等を紹介する。
- ボランティア派遣に関する相談を受けた場合、あるいは、応急復旧工事の前処理をボランティアに依頼することが妥当であると判断できる場合は、市町村担当者に相談のうえ、災害ボランティアセンターを紹介する。

★留意点

- 被災者に「協力会名簿」を渡す際、住宅の被災状況を聞いた上で、どのような応急復旧工事が必要で、どういう職種の事業者を選択するのが適当か等について、適切にアドバイスすることが求められる。
 - 電話による相談の場合は、被災者の求めに応じて「協力会名簿」の必要な部分を、FAX 又はメール等を活用して提供する。また、相談窓口での相談内容については、工事を依頼する際に被災者が参加事業者の情報として提示することも想定されることから、「被災者相談シート」のコピーを被災者に提供する。
 - 相談に関する情報には、個人情報も含まれるので、取扱いには十分注意する。
 - 参加事業者の繁忙状況等を調査したうえで、協力会名簿に反映するよう努めるが、問い合わせ等が集中し、対応できない事業者が発生する可能性があることを、被災者に説明することが重要である。
 - あらかじめ災害ボランティアセンターから「ボランティア派遣依頼カード」を入手して準備しておくとうい。
 - 一般ボランティアは、住宅に関して、通常下記のような活動を実施する。
 - ・ 流入した泥掻き出し ・ 廃棄物の搬出と分別整理
 - ・ 濡れた畳や家具の搬出 ・ 清掃
 - 被災地域の住宅地図等を、あらかじめ用意しておく必要がある。
- ※地方公共団体の災害対策本部等から、被災地域全体の地図や位置図を入手しておくとうい。

(6) 災害発生時における「協力会名簿」の更新

建推協の役割

- 構成団体に対して、定期的に繁忙状況に関する報告を求める。
- 上記報告を基に、自社が被災し、応急復旧活動に対応できない参加事業者については、「協力会名簿」から一時的に削除する。
- 自社の復旧や状況の好転により、新規の応急復旧活動に対応できる状況となった登録事業者については、「協力会名簿」に復活させる。

参加事業者の役割

- 災害発生後速やかに、協力会に自社被災の有無を報告する。
- 自社が被災し、多くの被災者を抱え、応急復旧活動に協力できない場合、協力会にその旨を報告する。
- 自社の復旧や状況の好転により応急復旧活動に協力できるようになった場合、協力会にその旨を報告する。

(7) 応急復旧工事の実施

参加事業者の役割

- 被災者に下記事項を確認する。
 - ・ 氏名、住所、連絡先、被災状況、連絡方法
 - ・ 「協力会名簿」を見て連絡してきたかどうか
 - ・ 訪問可能な日時
- 応急復旧工事を実施する。

★留意点

- 応急復旧工事を行う前に、下記の作業を完了しておく必要がある。

| 作業内容 | 実施者 |
|-------------------|------------------------|
| 流入した汚泥、雨水の排除 | 被災者、一般ボランティア、参加事業者 |
| 濡れた家具、畳等の撤去と乾燥、清掃 | 被災者、一般ボランティア、参加事業者 |
| 廃棄物の搬出と分別整理 | 被災者、一般ボランティア、行政等、参加事業者 |
| 消毒作業 | 保健所、参加事業者 |

- 応急復旧工事を行う前に、ライフラインが復旧していることを確認する。
- 応急復旧工事の流れは、現場調査→応急措置→工事方針作成→見積書提出→工事請負契約→機能回復工事着手となる。
- 現場調査で重要なポイントは、被災箇所が台風等の風水害によって損壊したのか、老朽化によって損壊していたかを判断し、分別することである。（火災保険では、後者は査定対象外になるため）
- 現場調査では、火災保険の査定申請や、公的助成の証明のために必要な現場写真を撮影する。なお、現場写真は、復旧部位の施工後の写真も撮影しておくことよい。現場写真は、次の要領で撮影する。

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 住宅全体の写真 →表札等を入れて、被災者の物件であると判断できること・ 損壊部分のアップ写真 →角度を変えて1ヵ所当たり数カット撮影 |
|---|

- 応急措置だけで応急復旧工事が終了する場合は、速やかに見積書、請求書を発行し支払いを受ける。
- 見積書の記載は、「〇〇工事一式××円」ではなく、破損部位（工事項目）別に見積明細を記載する必要がある。
- 火災保険には、「水災」が保証されない「住宅火災保険」がある。水害等で被災した場合、被災者がどのような種類の火災保険等に加入しているかの確認が重要である。
- 参加事業者は、被災者が保険会社に対し、被災の報告をする必要があることを説明し、実行してもらう。見積書の送付については、参加事業者が代行できる。被災者と相談の上、いずれかが行うようにする。
- 応急復旧期間に応急復旧工事と同時にリフォーム工事を行うことは、避けるべきである。まずは、地域全体の応急復旧を一日も早く終わらせることを最優先に考える。このことは、事前に被災者に説明し、了解を得ておく必要がある。

○ 応急復旧工事を実施する際、必要な書類を作成し、被災者と参加事業者間で取り交わしておくことは、後々のトラブルやクレームを回避するために大変重要である。

なお、住宅リフォーム推進協議会が発行する「住宅リフォーム工事標準契約書式（小規模工
事用）」が参考になるので、下記に問い合わせて入手されたい。

一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会

ホームページアドレス : <http://www.j-reform.com>

TEL : 03-3556-5430

FAX : 03-3261-7730